ミアヘルサの描く未来

地域包括ケアシステムを推進し、
健康・安心・絆のライフラインを構築する

薬局

保育園

介護サービス

食品サービス

第1期 定時株主総会
招集ご通知

日時
2022年6月24日（金曜日）
午前10時（開場：午前９時30分）

場所
東京都新宿区市谷仲之町3番19号
当社 本社ビル
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　会計監査人選任の件

merhälsa

ミアヘルサホールディングス株式会社

証券コード：7129

企業理念

創業の精神

人の幸せづくり

私たちが行う医療・福祉の仕事は、人の生活を支えて健康で幸せな生活を作る手助けをする仕事です。しかしその支えてくれる人が辛そうにしていたら、支えられる側もきっと幸せな気持ちになることはできないでしょう。誰かを幸せにするためにはまず自分＝社員が幸せになる。そんな思いのもと社員本位の会社づくりをしています。

経営理念

私が変わる愛の経営
「響働」

私たちは人との間に不信感を持つと、自分より相手を変えようとします。しかし相手は変わりません。けれども自分が変われば相手も変わり、響きあいで不可能なことが可能になります。

ミッション

少子高齢化社会の
課題に挑戦し
地域社会を明るく
元気にする

社名の「ミアヘルサ」は、福祉先進国スウェーデンの言葉で「もっと健康に」を意味します。お子様から高齢の方まで、地域の方々が健康に・安心して暮らせるよう社会貢献活動に取り組んでまいります。

ビジョン

地域包括ケアシステムを
推進し
健康・安心・絆の
ライフラインを構築する

「高齢者の方が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる」という体制を指す「地域包括ケアシステム」を推進することで、地域社会を明るく元気にします。

株主の皆さまへ

少子高齢化社会の課題解決と、
地域包括ケアシステムの推進により
社会を明るく元気にします。

代表取締役社長　青木 勇

株主の皆さまにおかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

ここに、第１期定時株主総会の招集ご通知をお届けします。

当社グループは健康を守る「医薬事業」・高齢者を守る「介護事業」・子供を育む「保育事業」・食生活を育む「食品事業」を基に、0歳から高齢者迄を対象に地域包括ケアシステムの構築と推進を行ってまいりました。この度、新たな事業機会の創出、ガバナンス体制の強化や業務執行（意思決定）の迅速化・効率化の強化と柔軟な経営判断を可能にするグループ体制の構築を目指し、2021年10月1日、新たにミアヘルサホールディングス株式会社を設立いたしました。

昨今急速な少子高齢化が大きな問題となる中、厚生労働省は「超高齢社会」への対策として「地域包括ケアシステム」を掲げております。当社グループではこの地域包括ケアシステムを推進し、医療、介護、高齢者住宅の整備、生活支援（食品）、福祉（保育）に取り組んでおります。

そして、皆さまから信頼を得、「地域ナンバーワン」を獲得し、皆さまからご支持いただける企業を目指していく所存です。今後も高齢化対策と子育て支援という大きな政府方針に取り組み、企業価値を高めてまいります。

皆さまの更なるご支援・ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

証券コード：7129
2022年６月８日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷仲之町３番19号
ミアヘルサホールディングス株式会社
代表取締役社長　　青　木　　勇

第１期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第１期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには可能な限り来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
　書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月23日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　2022年６月24日（金曜日）　午前10時
２．場　所　東京都新宿区市谷仲之町３番19号　当社　本社ビル
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．会議の目的事項
（報告事項）
　１．第１期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第１期（2021年10月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
（決議事項）
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　第６号議案　会計監査人選任の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会計監査人に関する事項」、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.merhalsa-hd.jp/ir/meeting/）

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙を郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

6月**23**日（木曜日）
午後**6**時到着

インターネットによる行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

6月**23**日（木曜日）
午後**6**時まで

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

株主総会に出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

6月**24**日（金曜日）
午前**10**時

議決権行使書用紙のご記入方法

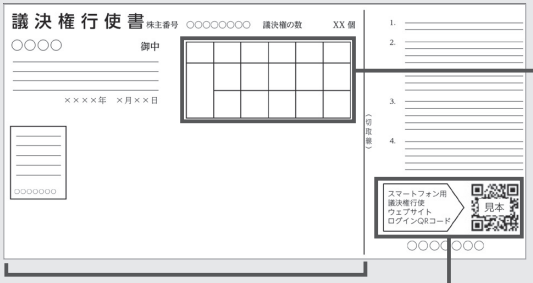

こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１号議案・第２号議案・第３号議案
第４号議案・第５号議案・第６号議案

賛成の場合 ▶**「賛」の欄に○印**

否認する場合 ▶**「否」の欄に○印**

※第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

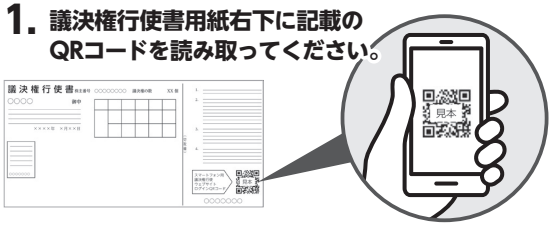

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

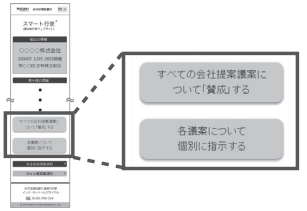

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル **0120-768-524**（受付時間 9：00～21：00 年末年始を除く）

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の業績を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円　総額42,300,335円

③ 剰余金の配当の効力発生日
2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（1）株主総会及び取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第14条並びに第24条を変更し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長になることを可能とするものであります。

（2）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第18条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第18条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
第１条～第13条　〈条文省略〉	第１条～第13条　〈現行どおり〉
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．前項規定の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
第15条～第17条　〈条文省略〉	第15条～第17条　〈現行どおり〉
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜　削　除　＞
＜　新　設　＞	（電子提供措置等） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第19条～第23条　〈条文省略〉	第19条～第23条　〈現行どおり〉
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2．前項規定の取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第25条～第44条　〈条文省略〉	第25条～第44条　〈現行どおり〉

現行定款	変更案
＜ 新 設 ＞	（附則） 1．現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、社外取締役１名を含む下記の取締役（監査等委員である「取締役」を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　青木（あおき）　勇（いさむ）（1946年３月21日生）　再任

所有する当社の株式数
567,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年４月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）設立
1984年９月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）設立、代表取締役社長就任（現任）
2010年11月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
2021年10月　当社代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】　ミアヘルサ㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1968年の創業以来、豊富な経験、幅広い見識、及び強いリーダーシップをもって、会社の成長に大きく手腕を発揮しています。企業価値の更なる向上を強力に推進するために不可欠な人材であるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　青木（あおき）　文恵（ふみえ）（1952年２月７日生）　再任

所有する当社の株式数
60,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年９月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）入社
1991年５月　同社監査役
2000年１月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）取締役介護事業部部長
2001年５月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）取締役
2009年４月　同社取締役副社長（現任）
2014年４月　同社管理本部本部長
2015年４月　同社経営戦略本部本部長
2017年５月　同社介護事業本部・海外事業担当（現任）
2018年６月　NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長（現任）
2021年10月　当社取締役副社長（現任）
2021年10月　ライフサポート㈱代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】　ミアヘルサ㈱取締役副社長
NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
ライフサポート㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2000年のミアヘルサ㈱取締役就任以来、長年にわたりミアヘルサ㈱の経営を担っており、企業価値の向上に貢献しています。グループ会社の代表取締役も兼務しており、その豊富な経験と業界知識を活かして当社の重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に十分な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

青木（あおき） 茂（しげる）（1953年11月18日生）

再任

所有する当社の株式数
3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年４月　日本國民食㈱（現㈱ニッコクトラスト）入社
1976年９月　㈱給食普及会（現ミアヘルサ㈱）入社
1981年４月　同社専務取締役
1990年７月　日本ビジョンコンサルティング㈱（現日本ビジョン㈱）設立、代表取締役
2014年４月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）経営戦略本部本部長
2014年６月　同社取締役経営戦略本部本部長（2014年10月取締役退任）
2017年４月　同社保育事業本部本部長
2017年５月　同社経営企画本部本部長
2017年６月　同社取締役経営企画本部本部長（現任）
2021年10月　当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】　ミアヘルサ㈱取締役経営企画本部本部長

取締役候補者とした理由

株式移転前のミアヘルサ㈱経営企画本部本部長として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって事業拡大及び経営全般に貢献しています。当社グループにおける経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

高橋（たかはし） 雅彦（まさひこ）（1957年１月29日生）

再任

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月　松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社
2005年１月　同社神奈川支店長
2009年10月　同社本社リスクマネジメント室長
2013年１月　同社東京秘書室長
2015年２月　㈱日本生科学研究所（現ミアヘルサ㈱）へ出向、管理本部総務部長
2016年６月　同社管理本部本部長
2016年11月　同社取締役管理本部本部長（現任）
2021年10月　当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】　ミアヘルサ㈱取締役管理本部本部長

取締役候補者とした理由

株式移転前のミアヘルサ㈱管理本部本部長として、卓越した実行力を発揮し全社的なコンプライアンス体制の構築に大きく貢献しています。当社グループにおける企業価値の向上するために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5 皆川（みながわ） 尚史（たかし）（1952年6月16日生） 再任 社外 独立

所有する当社の株式数
2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年４月　厚生省（現厚生労働省）入省
2003年８月　厚生労働省大臣官房審議官（職業能力開発担当、EPA担当）
2007年８月　独立行政法人国立病院機構理事
2011年10月　企業年金連合会専務理事 CIO
2013年４月　日本保険薬局協会専務理事
2016年６月　㈱JPホールディングス社外取締役
2021年６月　ミアヘルサ㈱社外取締役
2021年10月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

当社グループの事業領域における専門的な知識を有するとともに、複数の企業において理事等を歴任し、企業経営の経験も有しております。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、皆川尚史氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。皆川尚史氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
３．皆川尚史氏は社外取締役候補者であります。
４．皆川尚史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、皆川尚史氏の再任が承認された場合、引き続き皆川尚史氏を独立役員として届け出る予定であります。
５．皆川尚史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
６．皆川尚史氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって９ヵ月となります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の遂行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【参考】株主総会後の取締役・監査等委員のスキルマトリックス

当社の経営・事業戦略に照らして策定した取締役（監査等委員である取締役を含む。）の有するスキル等の組み合わせは下表のとおりです。

氏名	役職	独立社外	経験・スキル					
			企業経営	業界知識	会計・税務	法務・リスクマネジメント	行政	内部統制
青　木　勇	代表取締役社長		●	●				
青　木　文　恵	取締役副社長		●	●				
青　木　茂	取締役		●	●				
高　橋　雅　彦	取締役			●		●		●
皆　川　尚　史	取締役	●		●			●	●
足　立　正　弘	取締役(監査等委員)		●	●				
遠　山　典　夫	取締役(監査等委員)	●			●			●
原　正　雄	取締役(監査等委員)	●				●		●

※上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、当社定款附則第２条第１項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額250百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額250百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）としたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名(うち社外取締役１名)となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、当社定款附則第２条第２項において、当社の設立の日から本総会終結の時まで、年額25百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額25百万円以内としたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員である取締役は３名であります。

第６号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、史彩監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準ならびに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	史彩監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区南青山２丁目27番27号　丸八青山ビル６階		
沿　　革	2017年３月　設立		
概　　要	出資金		20百万円
	構成人員	代表社員	２名
		社員	５名
		職員（嘱託含む）	33名
		合計	40名
	被監査会社数		28社

以　上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当社は、2021年10月１日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社（以下「ミアヘルサ」といいます。）の完全親会社として設立されましたが、単独株式移転に伴う連結の範囲に実質的な変更はないため、前年同期と比較を行っている項目については、ミアヘルサの2021年３月期連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）と、また、前連結会計年度末と比較を行っている項目については、ミアヘルサの2021年３月期連結会計年度末（2021年３月31日）と比較しております。

また、当連結会計年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となったミアヘルサの連結計算書類を引き継いで作成しております。

当連結会計年度（2021年４月１日から2022年３月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、持ち直しの動きが続いているものの、依然として厳しい状況にあります。さらに、国際情勢の変化による原材料価格の高騰もあり、依然として先行きが不透明な状況となっております。

一方で、感染症対策も諸外国では規制緩和が進んでおり、わが国においても経済活動の活性化による景気回復が期待される状況です。

このような状況の中、当社グループでは、各事業に課せられた社会的責任を果たすべく、引き続き、患者様、ご利用者様及び従業員の安心安全を守るために、感染症拡大防止策を講じて、事業活動の継続に努めるとともに、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションに掲げ、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、売上高19,510百万円（前年同期比16.4％増）、営業利益186百万円（前年同期比42.2％減）、経常利益189百万円（前年同期比44.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益291百万円（前年同期比39.0％減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（医薬事業）

当連結会計年度において、２店舗を出店、１店舗の閉鎖を実施いたしました。出店した店舗は、2021年12月に大型病院の隣接地に開設した１店舗と、調布駅前の商業ビル内に開設した１店舗であります。

業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しておりますが、既存店舗の処方箋枚数も回復傾向にあり、新規出店効果も併せて前年同期比105.5%となりました。

一方、処方箋単価につきましては、2021年４月に実施された薬価改定の影響に加え、処方箋枚数の回復とともに長期処方が減少したことで低下いたしましたが、「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実、後発医薬品調剤体制加算の強化及び、「在宅医療業務」等への取り組みを強化し、技術料の加算獲得に努めてまいりました。また、新規薬局開設のための先行コストが生じました。

この結果、売上高は8,784百万円（前年同期比0.6％増）、セグメント利益は559百万円（前年同期比1.7％減）となりました。

なお、当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、41店舗（前連結会計年度末比＋１店舗）となりました。

（介護事業）

当連結会計年度において、３事業所の新規開設と、１事業所（通所介護事業所）を事業運営の効率化を図る目的で、近隣事業所との統廃合を実施いたしました。開設した３事業所は、2021年９月に「ホスピス対応型ホーム（定員44名）」として開設した住宅型有料老人ホーム１事業所及び併設の訪問看護事業所１事業所、2021年11月に併設した定期巡回事業所１事業所であります。

また、2021年10月20日付でライフサポート株式会社の全株式を取得し、グループ会社化したことで、介護事業所５事業所（サービス付き高齢者向け住宅（１事業所）、小規模多機能型居宅介護事業所（１事業所）、居宅介護支援事業所（１事業所）、訪問介護事業所（１事業所）、訪問看護事業所（１事業所））がミアヘルサグループに加わりました。

業績につきましては、新規開設事業所及びグループ会社化したライフサポート株式会社の介護事業所の業績が寄与したことで増収となりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き、感染予防の観点で一部利用者の利用の自粛等により、通所介護事業所を中心に利用者が減少したほか、新規事業所の開設のための先行コストが生じたことで、利益面では厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高は3,408百万円（前年同期比5.3％増）、セグメント利益は24百万円（前年同期比83.5％減）となりました。

なお、当連結会計年度末における介護事業所数・施設数は、68事業所（前連結会計年度末比＋７事業所）となりました。

（保育事業）

当連結会計年度において、ミアヘルサにて認可保育園３園の開園及び、公立保育園の指定管理を受託いたしました。また、2021年10月20日付でライフサポート株式会社の全株式を取得し、グループ会社化したことで、認可保育園11園、東京都認証保育園13園、学童クラブ等26ヵ所がミアヘルサグループに加わりました。

一方、ライフサポート株式会社において、園児数が減少していた東京都認証保育園３園、及び保育室２ヵ所を閉鎖いたしました。

業績につきましては、2020年４月及び、2021年４月に開設した認可保育園の園児数が増加した事に加え、グループ会社化したライフサポート株式会社の認可保育園等の園児数が業績に寄与いたしました。

この結果、売上高は6,412百万円（前年同期比63.3％増）、セグメント利益は361百万円（前年同期比1.7％増）となりました。

なお、当連結会計年度末における運営事業所数は、79事業所（前連結会計年度末比＋49事業所）となりました。

（その他（食品事業））

学校給食部門において、給食回数が回復、前年より増加したほか、新規取引先の拡充に努めてまいりました。また、当社グループがフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら（３店舗）業績につきましても、宅配食ニーズの持続を背景に堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は904百万円（前年同期比5.3％増）、セグメント利益は39百万円（前年同期比7.8％増）となりました。

事業の部門別売上高

区　分	ミアヘルサ株式会社 (2021年３月期)		第１期 (当連結会計年度)		前年同期比増減（△）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減（△）率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
医　薬　事　業	8,730	52.1	8,784	45.0	53	0.6
介　護　事　業	3,237	19.3	3,408	17.5	170	5.3
保　育　事　業	3,926	23.5	6,412	32.9	2,486	63.3
その他（食品事業）	859	5.1	904	4.6	45	5.3
合　計	16,754	100.0	19,510	100.0	2,755	16.4

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、主として、保育事業において2022年４月開園の保育園（３園）の開設に伴う設備投資、2021年11月の本社移転に伴う事務所設備及び医薬事業において調剤薬局の出店に伴う設備投資を中心に、合計932百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に175百万円、介護事業に28百万円、保育事業に530百万円、その他（食品事業）に１百万円、全社共通として197百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

3 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行８行と総額2,700百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は1,460百万円であります。

また、当連結会計年度中に、M＆A資金及び固定資産の取得を目的に金融機関より長期借入金として2,500百万円の資金調達を行いました。なお、この長期借入金には、M＆A資金として調達した、株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローンによる1,600百万円の借入が含まれております。

4 重要な企業再編等の状況

当社子会社であるミアヘルサ株式会社は、2021年10月20日付でライフサポート株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

また、2022年１月１日付で同社を存続会社、同社子会社である株式会社東昇商事を消滅会社とする吸収合併を行いました。

5 対処すべき課題

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には65歳以上の高齢者は全人口の約30％となり、2040年にはさらに約37％と増加していくことが推測されます。

また、少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医薬、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社グループはこれまでに、ミアヘルサオアシス和光（官民協働モデル）、ミアヘルサケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。

また、2020年８月にサービス付き高齢者向け住宅「ミアヘルサオアシス東新小岩」に「在宅ホスピス専用フロア（定員15名）」を開設し、2021年９月には川崎市に「在宅ホスピス対応型ホーム（定員44名）」として住宅型有料老人ホームを開設いたしました。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは３事業を展開している当社グループの特徴であると考えております。この当社グループの特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により感染予防の観点から一部利用者の利用の自粛等利用者の減少が予測されます。ただそのような環境の中で、サービス付き高齢者住宅を中心に併設サービスを展開するドミナント経営を行うことで影響を最小限度に抑えることができると考えております。

具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

①少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社グループの売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

②待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社グループは、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、多様な保育及び子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

③有資格者の確保

当社グループ事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

④競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

⑤多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

⑥業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社グループにとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化及び標準化、さらにはＩＴ化による業務の効率化が課題と考えております。

⑦自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

⑧新型コロナウイルスの事業への影響

当社グループの医薬事業・介護事業・保育事業・その他（食品事業）は、こうした緊急時にも業務の継続が求められる事業であり、４事業あることで財務リスクを軽減できることを強みとしておりますが、全体への影響は少ないものの、医薬事業の処方箋枚数、介護事業の通所介護事業所や食品事業の学校給食への食材の卸売に影響が出るものと考えております。

なお、各事業本部ともに厚生労働省の基準を厳密に遵守し、衛生管理の徹底に取り組んでおります。

⑨スタンダード市場の上場維持基準適合へ向けて

当社は2022年４月４日に東京証券取引所の市場再編において、スタンダード市場に上場いたしましたが、現在においてはスタンダード市場の上場維持基準である流通株式時価総額について基準を満たしていない状況にあります。今後、当社が中長期的な企業価値向上を図る上においては、その前提としてスタンダード市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

これらの課題に対処するため、2021年11月15日に提出した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」をもとに、速やかに改善できるよう取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	ミアヘルサ株式会社 第37期 2021年３月期	第１期 (当連結会計年度) 2022年３月期
売上高（百万円）	16,754	19,510
経常利益（百万円）	340	189
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	478	291
１株当たり当期純利益（円）	194.40	117.49
総資産（百万円）	10,069	14,205
純資産（百万円）	2,975	3,202
１株当たり純資産（円）	1,203.04	1,287.13

（注）１．当社は設立初年度のため、参考として、ミアヘルサ株式会社の第37期の連結会計年度における数字を記載しております。
２．当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第１期（当期） 2022年３月期
売上高（百万円）	115
経常利益（百万円）	52
当期純利益（百万円）	61
１株当たり当期純利益（円）	24.86
総資産（百万円）	3,138
純資産（百万円）	3,067
１株当たり純資産（円）	1,232.94

（注）１．設立初年度のため、当事業年度のみを記載しております。
２．当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

7 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ミアヘルサ株式会社	100,000千円	100.0%	医薬・介護・保育事業
ライフサポート株式会社	100,000	100.0 (100.0)	保育・介護事業
株式会社PURE SOLUTIONS	2,000	100.0 (100.0)	保育事業

(注) 1．ミアヘルサ株式会社は、2021年10月20日にライフサポート株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としました。
2．株式会社PURE SOLUTIONSは、ライフサポート株式会社の完全子会社で、当社のひ孫会社となります。
3．当社の議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ミアヘルサ株式会社	東京都新宿区河田町３番10号	3,005,123千円	3,138,611千円

8 主要な事業内容

事業	事業内容
医薬事業	調剤薬局事業（医薬品、医薬部外品、健康食品、生活関連用品等の販売）
介護事業	介護サービス事業（通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム（ホスピス対応型ホーム）等の運営）
保育事業	認可保育園、東京都認証保育園、学童クラブ等の運営
その他（食品事業）	食材の卸売業、宅配サービス

9 主要な営業所及び工場

名称	社名	所在地
本社	当社	東京都新宿区
医薬事業	ミアヘルサ㈱	東京都（37）神奈川県（3）埼玉県（1）
介護事業	ミアヘルサ㈱	東京都（30）神奈川県（3）埼玉県（21）千葉県（9）
	ライフサポート㈱	東京都（5）
保育事業	ミアヘルサ㈱	東京都（24）神奈川県（6）千葉県（4）
	ライフサポート㈱	東京都（44）埼玉県（1）
その他（食品事業）	ミアヘルサ㈱	東京都（4）

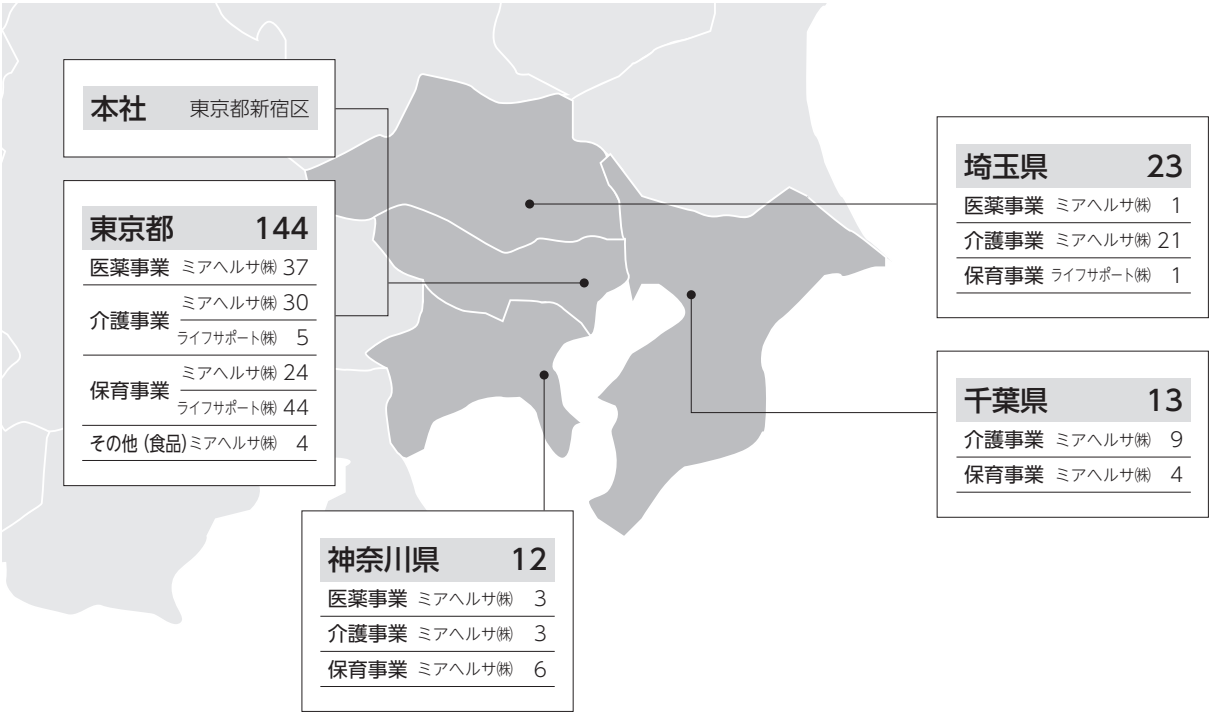

⓾ 従業員の状況（2022年３月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末増減比	
医薬事業	194名	〔75名〕	9名増	〔19名減〕
介護事業	290名	〔297名〕	17名増	〔18名増〕
保育事業	1,192名	〔367名〕	652名増	〔155名増〕
その他（食品事業）	22名	〔72名〕	―	〔10名減〕
全社（共通）	54名	〔2名〕	18名増	〔1名増〕
合計	1,752名	〔813名〕	696名増	〔145名増〕

（注）１．従業員は就業人員数であり、パート及び登録社員は〔　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）は、管理部門の従業員であります。
３．従業員の増加は、ライフサポート㈱を連結子会社としたことによるものです。
４．当社は設立第１期であるため、参考として、ミアヘルサ株式会社の前連結会計年度末の従業員数との増減を記載しております。

11 主要な借入先（2022年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	848,750 千円
株式会社埼玉りそな銀行	799,328
株式会社みずほ銀行	741,524
株式会社三菱UFJ銀行	659,062
株式会社東日本銀行	394,444
株式会社横浜銀行	385,000
株式会社商工組合中央金庫	318,040
日本生命保険相互会社	275,000
城北信用金庫	221,975
株式会社千葉銀行	99,975
株式会社きらぼし銀行	24,917
株式会社京葉銀行	10,000

（注）１．株式会社三井住友銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、城北信用金庫、株式会社千葉銀行の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする６行によるシンジケートローンの残高1,550,000千円が含まれております。

２．当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行８行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。
これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,700百万円
借入実行残高	1,460百万円
差引額	1,240百万円

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 連結子会社の取得について

当社連結子会社であるミアヘルサ株式会社は、2021年10月20日付で、ライフサポート株式会社の発行済株式の全てを取得して、同社を子会社化いたしました。

② 本社移転について

当社は、2021年11月24日付をもって、本社を東京都新宿区市谷仲之町３番19号に移転いたしました。

③ 連結子会社間の吸収合併について

当社連結子会社であるミアヘルサ株式会社は、2022年１月１日付をもって連結子会社である株式会社東昇商事を吸収合併いたしました。

2．会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数　　9,800,000株

2 発行済株式の総数　　2,488,300株

3 株主数　　1,444名

4 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スリーユ	836,100 株	33.60 %
青木　勇	567,900	22.82
グリーンホスピタルサプライ株式会社	100,000	4.01
アルフレッサ株式会社	100,000	4.01
みずほ信託銀行株式会社（信託口）	74,700	3.00
青木文恵	60,000	2.41
ミアヘルサ従業員持株会	58,100	2.33
門倉優里	40,000	1.60
青木友紀	40,000	1.60
佐藤啓介	16,400	0.65

（注）持株比率は、自己株式（45株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青　木　　勇	ミアヘルサ株式会社　代表取締役社長
取締役副社長	青　木　文　恵	ミアヘルサ株式会社　取締役副社長介護事業本部・海外事業担当 ライフサポート株式会社　代表取締役社長 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
取　締　役	青　木　　茂	ミアヘルサ株式会社　取締役経営企画本部本部長
取　締　役	高　橋　雅　彦	ミアヘルサ株式会社　取締役管理本部本部長
取　締　役	梅　津　興　三	株式会社ＩＢＪ　取締役
取　締　役	皆　川　尚　史	
取　締　役 (常勤監査等委員)	足　立　正　弘	ミアヘルサ株式会社　常勤監査役 ライフサポート株式会社　監査役
取　締　役 (監査等委員)	遠　山　典　夫	遠山典夫税理士事務所代表
取　締　役 (監査等委員)	原　　正　雄	中島経営法律事務所パートナー

（注）1．取締役梅津興三氏、皆川尚史氏、遠山典夫氏及び原正雄氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
2．監査等委員遠山典夫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査等委員原正雄氏は、弁護士として豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、足立正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）決定の方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会決定しています。

（ロ）基本方針及び報酬水準

当社取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値向上を目指した経営を動機づけるとともに、多様で優秀な人材を確保できるものとします。また、報酬水準は、同業他社及び他業種同規模他社との比較において、競争力のある水準を設定します。

（ハ）具体的方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬及び基本報酬（業績連動報酬以外の報酬）で構成されます。

・業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。
  a 売上高対前期伸長率
  b 経常利益対前期伸長率
  c 経常利益計画達成度
  d 部門別重点目標達成度
  e 経常利益額
・基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

・当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。
・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
・当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。
2022年３月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全社	19,510,261	17,708,921	16,754,542	110.17%	116.45%
医薬事業	8,784,052	8,910,992	8,730,579	98.58%	100.61%
介護事業	3,408,845	3,542,865	3,237,918	96.22%	105.28%
保育事業	6,412,420	4,353,891	3,926,261	147.28%	163.32%
その他	904,943	901,172	859,782	100.42%	105.25%
経常利益					
全社	189,986	280,360	340,243	67.76%	55.84%
医薬事業	566,790	603,278	572,303	93.95%	99.04%
介護事業	24,205	168,698	151,955	14.35%	15.93%
保育事業	359,323	351,609	364,006	102.19%	98.71%
その他	39,051	29,262	39,004	133.45%	100.12%

※全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、役員報酬内規に基づき、取締役会決議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

③ 報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	113,184	103,080	10,104	6
（うち社外取締役）	(7,080)	(7,080)	(—)	(2)
取締役（監査等委員）及び監査役	17,460	17,460	—	3
（うち社外取締役及び社外監査役）	(7,200)	(7,200)	(—)	(2)
合　計	130,644	120,540	10,104	9
（うち社外役員）	(14,280)	(14,280)	(—)	(4)

（注）1．上記報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含んでおります。
2．取締役（監査等委員）及び監査役に対する支給額は、ミアヘルサ株式会社（持株会社移行前）の期間に係るものと持株会社設立後の当社（ミアヘルサホールディングス株式会社）の期間に係るものを合算しております。
3．当社設立の日から最初の定時取締役会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、当社定款附則第２条第１項において総額250百万円以内と定めております。当該定款制定時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、６名（うち、社外取締役は２名）です。なお、当社定款については、2021年６月25日開催のミアヘルサ株式会社第37期定時株主総会において承認を得ております。
4．当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬限度額は、当社定款附則第２条第２項において総額25百万円以内と定めております。当該定款制定時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。なお、当社定款については、2021年６月25日開催のミアヘルサ株式会社第37期定時株主総会において承認を得ております。
5．取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を高めるためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された、社外取締役を過半数以上とする３名の取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。
指名・報酬委員会の構成は、次のとおりであります。
委員長　原　正雄　社外取締役（監査等委員）
委員　梅津興三　社外取締役
委員　皆川尚史　社外取締役
委員　青木文恵　取締役副社長

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役	梅津興三	株式会社ＩＢＪ社外取締役であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	皆川尚史	
取締役 (監査等委員)	遠山典夫	遠山典夫税理士事務所代表であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	原 正雄	中島経営法律事務所パートナーであります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	梅津興三	11/11回 (100.0%)	―	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
取締役	皆川尚史	11/11回 (100.0%)	―	当社の事業領域における専門的な知識や豊富な企業経営の経験を活かし、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	遠山典夫	11/11回 (100.0%)	10/10回 (100.0%)	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から、発言を行っております。特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保に対して有益な助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	原 正雄	11/11回 (100.0%)	10/10回 (100.0%)	弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役の意思決定機能や監督機能に実効的な助言及び意見をいただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,894,137**	**流動負債**	**6,146,650**
現金及び預金	1,122,652	買掛金	2,354,677
売掛金	2,309,390	短期借入金	1,735,000
商品	362,286	1年内償還予定の社債	41,000
貯蔵品	20,500	1年内返済予定の長期借入金	642,556
未収入金	630,595	リース債務	37,740
その他	451,308	未払金	255,782
貸倒引当金	△2,596	未払費用	542,152
固定資産	**9,311,150**	未払法人税等	20,139
有形固定資産	**6,777,168**	預り金	56,922
建物	5,155,388	契約負債	51,683
構築物	96,401	資産除去債務	50,190
工具、器具及び備品	422,175	賞与引当金	334,533
機械装置及び運搬具	177	その他	24,272
土地	797,750	**固定負債**	**4,855,940**
リース資産	273,913	社債	65,500
建設仮勘定	31,361	長期借入金	2,400,460
無形固定資産	**594,737**	リース債務	332,507
借地権	204,360	繰延税金負債	750,207
ソフトウエア	38,385	退職給付に係る負債	176,759
のれん	351,691	資産除去債務	1,041,814
その他	299	その他	88,690
投資その他の資産	**1,939,244**	**負債合計**	**11,002,591**
長期前払費用	142,568	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	10,117	**株主資本**	**3,202,604**
差入保証金	1,089,935	**資本金**	**300,550**
投資不動産	189,650	**資本剰余金**	**517,551**
その他	506,972	**利益剰余金**	**2,384,565**
		自己株式	**△63**
		その他の包括利益累計額	**92**
		その他有価証券評価差額金	92
		純資産合計	**3,202,696**
資産合計	**14,205,288**	**負債・純資産合計**	**14,205,288**

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,510,261**
売上原価		**17,612,570**
売上総利益		**1,897,690**
販売費及び一般管理費		**1,711,320**
営業利益		**186,370**
営業外収益		
受取利息	90	
受取配当金	71	
賃貸収入	67,903	
補助金収入	16,228	
その他	17,777	102,071
営業外費用		
支払利息	27,038	
社債利息	592	
賃貸原価	64,961	
その他	5,863	98,455
経常利益		**189,986**
特別利益		
設備等補助金収入	443,291	
受取補償金	36,048	479,339
特別損失		
固定資産除却損	606	
減損損失	113,711	
閉鎖事業所関連費	7,280	
損害賠償損失	13,827	135,425
税金等調整前当期純利益		**533,899**
法人税、住民税及び事業税	127,293	
法人税等調整額	115,039	242,332
当期純利益		**291,566**
親会社株主に帰属する当期純利益		**291,566**

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**123,370**	**流動負債**	**70,746**
		短期借入金	40,300
現金及び預金	2,619	未払金	27,212
		未払法人税等	1,688
		その他	1,546
未収入金	106,267	**負債合計**	**70,746**
		(純資産の部)	
その他	14,484	**株主資本**	**3,067,865**
		資本金	**300,550**
固定資産	**3,015,241**	**資本剰余金**	**2,705,673**
		資本準備金	550
		その他資本剰余金	2,705,123
投資その他の資産	**3,015,241**	**利益剰余金**	**61,704**
		その他利益剰余金	61,704
関係会社株式	3,005,123	繰越利益剰余金	61,704
		自己株式	△63
		純資産合計	**3,067,865**
繰延税金資産	10,117		
資産合計	**3,138,611**	**負債・純資産合計**	**3,138,611**

損　益　計　算　書

（2021年10月 1 日から
2022年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		
商標権使用料収入	46,262	
関係会社受取配当金	69,588	**115,850**
営業費用		**63,787**
営業利益		**52,063**
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
営業外費用		
支払手数料	0	0
経常利益		**52,062**
税引前当期純利益		**52,062**
法人税、住民税及び事業税	475	
法人税等調整額	△10,117	△9,642
当期純利益		**61,704**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　　彦　太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ミアヘルサホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　　彦　太

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ミアヘルサホールディングス株式会社の2021年10月１日から2022年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年10月１日から2022年３月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と管理本部と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月23日

ミアヘルサホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　足　立　正　弘　㊞

監査等委員　遠　山　典　夫　㊞

監査等委員　原　　正　雄　㊞

(注) 監査等委員 遠山典夫及び原正雄は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区市谷仲之町3番19号
当社 本社ビル
TEL 03－3341－7205

交通機関

都営地下鉄新宿線「曙橋駅」
A2出口から徒歩5分

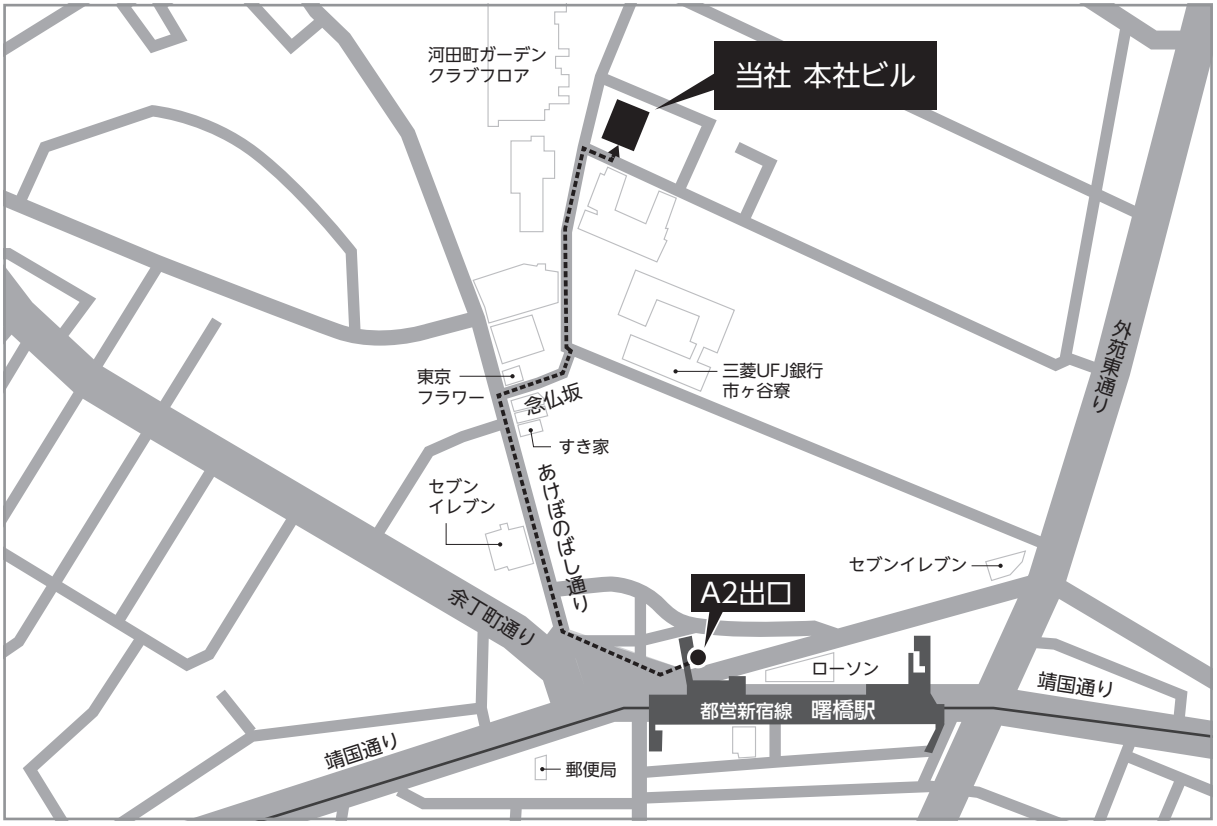

FSC ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。